

新旧対照表

※下線部が改正箇所

旧	新
<p>(屋外への出口、避難通路等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル以上の通路を設けなければならない。</p>	<p>(屋外への出口、避難通路等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル<u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル)</u>以上の通路を設けなければならない。</p>
<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。</p>	<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。<u>ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。</u></p>
<p>(屋外への出口、避難通路等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けなければならない。</p>	<p>(屋外への出口、避難通路等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員1.5メートル<u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル)</u>以上の通路を設けなければならない。</p>
<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第56条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第6条の2から第8条まで、第20条の2、第21条、第23条の4第3項、第37条、第38条又は<u>第53条の2から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物</u>について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、</p>	<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第56条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第6条の2から第8条まで、第20条の2、第21条、第23条の4第3項、第37条、第38条又は<u>第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物</u>について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、</p>

横浜市建築基準条例の一部改正

当該増築等をする部分以外の部分に対してはこれらの規定は、適用しない。	当該増築等をする部分以外の部分に対してはこれらの規定は、適用しない。
	附則 この条例は、公布の日から施行する。